

令和5年3月27日
学 長 裁 定

奈良先端科学技術大学院大学研究データ管理・公開ポリシー

奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）は「先端科学技術分野に係わる高度な研究の推進」とともに、「社会の発展や文化の創造に向けた学外との密接な連携・協力の推進」を理念として掲げ、本学における研究活動の過程で生み出された多様な研究成果を適切に保存・管理し、公開等による利活用を図り社会に還元することで、科学技術の発展や文化の創造、産業の振興に貢献する。

以上の理念のもと、本学における研究データの保存・管理及び利活用に関する基本方針を示した研究データ管理・公開ポリシーを以下のとおり定める。

（研究データの定義）

1. 本ポリシーにおいて「研究データ」とは、本学の研究活動の過程で研究者によって収集または生成された情報を指し、デジタル・非デジタルを問わない。

（研究データの管理等）

2. 研究データの管理ならびに公開及び利活用の方法は、それを収集または生成した者が、法令及び本学の規程その他これに準ずるものの範囲内ならびに他の者の権利及び法的利益を害さない範囲内において、決定することができる。

（研究者）

3. 本ポリシーにおいて、研究者とは、本学の教職員、学生、受入研究員など、本学における研究に携わる全ての者のことをいう。

（研究者の責務）

4. 研究者は第2項に掲げる範囲内において、研究データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供する。

（大学の責務）

5. 本学は、研究データの保存・管理及び利活用を支援する環境の整備を推進する。

（その他）

なお、社会や学術状況の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする。

奈良先端科学技術大学院大学研究データ管理・公開ポリシー解説

1. (目的)

奈良先端科学技術大学院大学研究データ管理・公開ポリシー（以下「本ポリシー」という。）は本学の理念のもとに策定されるものである。本学の研究分野は多様であるため、本ポリシーは基本的な方針を示すにとどめることとし、詳細は別途定めるものとする。なお、本ポリシーは、コンプライアンス向上についても念頭に置きつつ、オープンサイエンスへの貢献を強く意識したものとなっている。

2. (研究データの定義)

- ・本ポリシーが対象とする研究データは、本学の研究活動の過程で収集または生成され、論文や報告等、研究成果の元となった研究資料（文書、数値データ、画像等）、試料（実験試料、標本）や装置などをいい、デジタルか否かを問わない。
- ・本ポリシーが対象とする研究データには、学外の研究者が、共同研究、施設利用、学術講演会、公開講座等、本学における研究活動を通して収集または作成したデータも含まれる。
- ・研究者が、以前に在籍した機関で収集または生成した研究データであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。

3. (研究データの管理等)

- ・研究データを収集または生成した者は、原則として、それをどのように管理し、公開し、利活用させるかについて決定することができ、これらを本学が一方的に定めることはない。ただし、その決定は、法令、契約、本学の規程上許される範囲にとどまるべきことはもとより、当該データについて第三者が権利や法的利益を持つ場合（例えば、データが第三者の著作物や個人情報を含んでいる場合）、安全保障の観点からその流通が規制されている場合（外国為替及び外国貿易法（以下、外為法）の輸出規制対象情報等）には、それを害してはならないという制約を受ける。
- ・研究データの管理とは、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等研究活動の開始から終了までの研究データの取扱いを定め、これを実践することをさす。
- ・本ポリシーでは、研究データに関わる一連の行為の中でも、「知的成果の社会還元」を重視し、研究データの「公開」と「利活用」を強調している。ここでいう研究データの公開とは、研究データを他の者が利用できる状態にすること、研究データの利活用とは、公開した研究データから、より多くの知的成果等が生み出されるよう、データの価値を高めることをさす。

4. (研究者)

- ・本ポリシーにおいて、「研究者」は広範に捉えられており、本学と雇用関係にある教員・職員・研究者に限らず、研究指導を受ける学生・研究生、雇用関係はないが本学が受入・招聘する研究員、その他本学における研究に携わる者を含むものとする。

5. (研究者の責務)

- ・研究者は法令及び本学の規程その他これに準ずるもの、ならびに他の者の権利及び法的利益に害さない範囲で、次のように研究データの管理及び公開を行うこととする。
 1. データ管理計画 (DMP : Data Management Plan) を作成する。
 2. 収集または作成した研究データについて、保存の必要性を判断する。
 3. 「管理対象データ」の範囲を定める。
 4. 「管理対象データ」に係る「メタデータ」を作成する。
 5. 「管理対象データ」を「公開データ」「共有データ」「非共有・非公開データ」に区分する。
 6. 「公開データ」を公開する。
- ・研究者は異動または退職する場合、その管理する研究データの取扱いをあらかじめ決めなければならない。

6. (大学の責務)

- ・本学における支援の具体例として以下が考えられる。
 1. 研究者が実際に研究データの管理・公開を行うに当たって参照すべき具体的なガイドラインを作成する。
 2. デジタルプラットフォームの提供等、適切な研究データ管理に資する環境を整備する。
 3. 機関リポジトリ等の公開プラットフォームの提供等、研究データの利活用を実現するに適した研究データ公開のための環境を整備する。
 4. 研究者に対する本ポリシーの内容や上記環境整備に関する周知、法務または契約関連等を含む各種アドバイス、本ポリシーに基づく研究データの管理、公開の推進のための啓発、働きかけ及び支援を行う。
 5. 社会状況や学術状況の変化あるいは法及び倫理的要件の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行う。